

# 練馬区耐震改修促進計画の概要 (1/2)

## 第1章 はじめに

### 計画策定の背景

国は平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を施行し、平成18年に「国の基本方針」を示した。都は「東京都耐震改修促進計画」を平成18年度に策定、平成28年度に改定し、今年度中に現計画の改定を予定している。区は同様に「練馬区耐震改修促進計画」を平成18年度、28年度に策定し、今年度までを計画期間として取り組んできた。今回、区の計画期間終了と、都の計画改定のタイミングに合わせ、新たな目標を設定し計画を策定する。

### 計画の目的

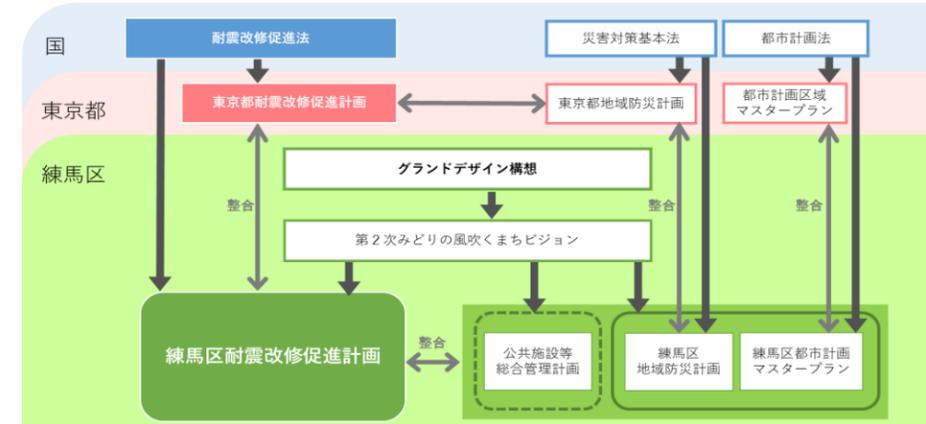
練馬区内の建築物の耐震化を促進することにより、区が目指す**災害に強い安全なまちづくり**を推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする。

### 計画の期間



### 計画の位置づけ

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき策定する。
- ②本計画の策定にあたっては「東京都耐震改修促進計画」や「練馬区地域防災計画」、その他関連計画との整合を図り、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定める。



## 第2章 耐震化の現況と目標

区は、みどりの風吹くまちビジョンの「攻めの防災」に基づき、引き続き耐震化に取り組む。

- ・ 区立施設は耐震化目標を達成した。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は一定程度進捗した。
- ・ 今後は一般緊急輸送道路沿道建築物について数値目標を定め、更なる耐震化を推進する。
- ・ 住宅や災害時医療機関等、私立幼稚園・私立保育所の残された未耐震建築物について耐震化に取り組む。

### 重点的に耐震化を進める建築物

建築物の種類	平成27年度末耐震化率	前計画 令和2年度末		対象建築物	本計画 令和7年度末		対象建築物の概要
		目標	耐震化率		耐震化率	耐震化の目標	
閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物	旧耐震基準の対象101棟すべての耐震化を目指す	79.2% 旧耐震のみ	80棟 / 101棟	100% を目指して取り組む	特定緊急輸送道路に接し、道路を閉塞するおそれのある高さを持つ建築物	
		対象建築物の耐震化を目指す	95.8% 新耐震含む	486棟 / 507棟			
	一般緊急輸送道路沿道建築物	棟数不明	80.1%	1,352棟 / 1,687棟			
民間建築物	住宅	耐震化率95%を目指す	92.4%	319,860戸 / 346,050戸	95% を目指して取り組む	戸建住宅、マンション等	
	災害時医療機関等	未耐震建築物の耐震化を目指す	92.1%	47棟 / 51棟	100% を目指して取り組む	災害時医療機関、または災害時医療機関に含まれていない透析医療機関	
	私立幼稚園、私立保育所	未耐震建築物の耐震化を目指す	96.7%	206棟 / 213棟	100% を目指して取り組む	施設整備や運営等に対して区が助成を行っている私立幼稚園、私立保育所	
	民間特定建築物	未耐震建築物の耐震化を目指す	95.1%	1,135棟 / 1,193棟			
区立施設	区立小中学校	Is値0.7以上	100%	341棟 / 341棟	今後の取組 令和2年度までの都の目標(95%)を達成している。引き続き、未耐震建築物の耐震化を促進していく。	不特定多数の者が利用する建築物	
		次回の改築の際に、Is値0.75相当以上とすることを目指す					
	区立施設等	Is値0.6以上	100%	258棟 / 258棟			引き続き、今後の改築の際に、Is値0.75相当以上とする。
不特定多数が利用する区立施設等については、大規模改修等に併せて、Is値0.75以上を目指し耐震化を進めていく					引き続き、不特定多数が利用する区立施設等については、大規模改修等に併せて、Is値0.75以上への耐震化を目指す。	不特定多数の者が利用する施設等	

# 練馬区耐震改修促進計画の概要 (2/2)

## 第3章 施策の効果と課題の解決に向けて

### これまでの施策の実施状況

#### 耐震改修等に対する費用助成

- ・耐震改修費用等の助成
- ・国や都と連携した制度の拡充および要件の見直し 等

#### 所有者への個別訪問等による助言

- ・耐震化の必要性および制度の説明
- ・郵送による助成制度の案内 等

#### 耐震化に係る啓発

- ・相談窓口
- ・耐震相談会
- ・技術者の情報提供
- ・耐震セミナー 等



耐震相談会



耐震セミナー

#### 耐震化支援制度に関するアンケート調査

戸建住宅を対象に計4か年で約28,000世帯に配布

#### 区民の声

- ・耐震化支援制度を知らなかった。
- ・耐震化の具体的な進め方が分からない。
- ・耐震化にいくら費用が掛かるか分からない。 等

### 効果の検証と課題

#### 耐震化の促進に効果があった事象

助成制度の拡充や要件の見直しにより耐震化が進んだ  
個別訪問により所有者の不安を解消し耐震化が大きく進んだ  
アンケート全戸配布での周知により簡易耐震診断の件数が増えた  
他地区での災害発生により危機意識が高まった

#### 更なる耐震化に向けた課題

進め方や費用などの不安を抱えており、耐震化に踏み込めない  
耐震化の緊急性を切実に感じていない  
合意形成が困難である（分譲マンション等）

### 耐震化に対する課題の解決に向けて

耐震化に係る  
支援の充実

耐震化の重要性を認識できる  
普及啓発活動の推進

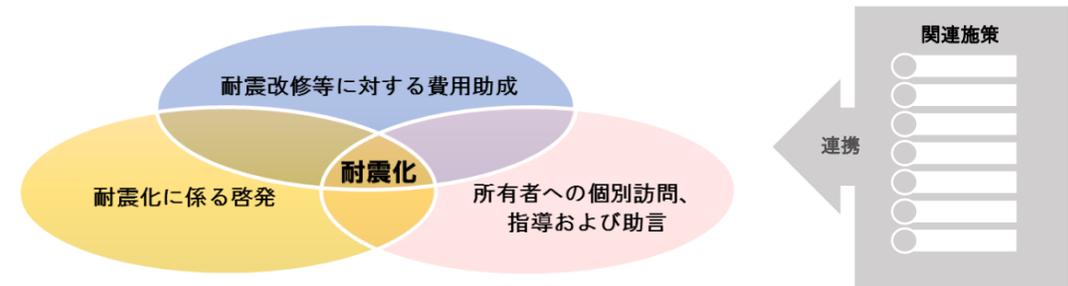
建築物所有者への働きかけ

## 第4章 今後の取組

現計画で効果のあった取組については継続とともに充実させ、課題解消に向けて新たな取組も展開する。

- 継続** 国や東京都と連携した継続的な費用助成（制度の検討等）
- 新規** 防災まちづくり推進地区で除却費用の助成を開始（令和2年度～）
- 新規** 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定と実践（戸建住宅への啓発と実績の公表）
- 充実** 啓発活動を含めた耐震相談会の開催（動画の上映等）
- 新規** 危険性の視覚的情報発信（可視化した地図等）
- 充実** 個別訪問（職員や建築士が直接訪問）
- 充実** アドバイザー派遣の最大助成回数を5回から10回へ拡大（令和2年度～）

### 基本的な取組方針：耐震化に向けた三位一体の総合的な取組



施策	耐震改修等に対する費用助成	耐震化に係る啓発	所有者への個別訪問、指導および助言	その他	関連施策
1	旧耐震建築物を対象として、耐震改修工事等に係る費用助成を行う。	2 区民や事業者からの相談にいつでも適切に対応できるよう、相談体制の整備を行う。また、耐震化の重要性を認識してもらう。	3 個別訪問により、耐震改修工事等を実施するように働きかける。併せて、適宜、法に基づく指導・助言・指示等を行う。		「災害に強い安全なまちづくり」に係る関連事業と連携して取り組む。
(1) 閉塞を防ぐべき道路沿道の建築物の費用助成		(1) 相談体制の整備	(1) 個別訪問		(1) 緊急輸送道路の機能確保
<b>継続</b> ①特定緊急輸送道路沿道建築物		<b>継続</b> ①耐震総合窓口の設置	<b>充実</b> ①特定緊急輸送道路沿道建築物		(2) 室内における安全対策の推進
<b>継続</b> ②一般緊急輸送道路沿道建築物		<b>充実</b> ②耐震相談会の開催	<b>充実</b> ②一般緊急輸送道路沿道建築物		(3) 屋外における安全対策の推進
(2) 民間建築物の費用助成		<b>継続</b> ③技術者の情報提供	<b>充実</b> ③住宅		
<b>継続</b> ①住宅		<b>継続</b> ④耐震セミナーの開催	<b>充実</b> ④災害時医療機関等		
<b>継続</b> ②災害時医療機関等		(3) 耐震化の必要性の周知	<b>充実</b> ⑤私立幼稚園、私立保育所		
<b>継続</b> ③私立幼稚園、私立保育所		<b>新規</b> ①危険性の視覚的情報発信	(2) <b>充実</b> アドバイザー派遣等		
<b>継続</b> ④民間特定建築物等		<b>継続</b> ②耐震診断結果の公表	(3) 指導、助言および指示等		
(3) <b>充実</b> 密集地区・防まち地区の除却の費用助成		<b>継続</b> ③表示制度の活用	<b>継続</b> ①助言および指導		
(4) <b>継続</b> 耐震シェルター・防災ベッドの費用助成		(4) 関連部署の連携	<b>継続</b> ②指示		
		<b>継続</b> ①関連部署による助成制度等の周知	<b>継続</b> ③公表		
		<b>継続</b> ②税の特別控除・減額措置の周知	<b>継続</b> ④勧告および命令		